

令和元年5月30日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03077

研究課題名(和文)中国における公正・公平な紛争解決と調解

研究課題名(英文)The relationship between fair dispute resolution and mediation in China

研究代表者

宇田川 幸則 (UDAGAWA, Yukinori)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：80298835

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：中国における私人間紛争の解決システムのうち、なぜ調解による紛争解決が「公平・公正な紛争解決」と認識されるのかを明らかにしようと試みた。その際、元来は難易度が低い民間紛争を解決する手段であったはずの人民調解が、医療紛争のような専門性が極めて高い紛争を処理するようになってゆく変化を素材とした。このことは、中国における「公平・公正な紛争解決」とはどのようなものであると認識されているかを理解する手がかりとなり、ひいては中国における正義論や平等論に発展しうるテーマとなる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本国内における中国の調解制度に関する研究、および司法制度改革に関する研究は、これまでいくつかの論文が公表されているが、本研究のようなフィールドワークを中心とした研究は少なく、何より調解主宰者および当事者から見た公平・公正という観点からの研究は、管見のおよぶ限り存在しない。また、中国人の法意識に関する研究にもつながりうる点にも特色がある。一方、中国においては、公平・公正な紛争解決をテーマとする研究成果は少なくないが、そのほとんどは立法論ないしは制度設計論に止まるものがほとんどである。また、本研究と同様の興味関心からの研究アプローチは、管見のおよぶ限り存在しない。

研究成果の概要(英文)：Within China's civil dispute resolution system, I sought to reveal why dispute resolution through mediation is recognized as "impartial and fair dispute resolution". To do so, I focused on the process in which the People's Mediation system, supposedly originally a method for resolving uncomplicated civil disputes, transitioned to resolving complex and highly specialized disputes such as medical disputes. This serves as a clue in understanding what is perceived as "impartial and fair dispute resolution" in China, as well as a theme with the potential for expansion towards theories of justice and equality as applies to China.

研究分野：現代中国法

キーワード：紛争解決と法 調解 調停 専門人民調解

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1)中国では1980年代中期から司法制度改革に取り組んでいる。その重心は、当初は激増する訴訟件数に対応するための効率化であったが、90年代初頭以降、公正と公平にシフトしていき（拙稿「中国における司法制度改革 裁判官法の制定と『裁判官の独立』を中心に」社会体制と法第2号、39-53頁、2001年）、胡錦涛政権が〔和諧社会〕（調和のとれた社会。〔 〕は原語を意味する。以下同様）をスローガンにして以降、人民の満足する司法が強調されることとなった。とくに2002年前後に「判決による紛争解決」から「〔調解〕（一般に調停と訳されるが、調停、和解、斡旋等を含む多義的な概念であるため、以下では〔 〕を付さずに原語のまま表記する）による解決」へと転換され、統計上は衰退の一途を辿っていた人民調停の復権等の現象をもたらしている。この背景には、判決による解決が増加するにつれ上訴率が上昇し続け、これが当事者の不満を表しているとして理解されたことがある。調解による当事者の納得感の解決こそが〔和諧社会〕の実現であり、紛争解決システムにおいては、調解による解決こそが当事者にとって公平・公正（換言すれば正義が実現されている）と認識される紛争解決であると捉えられているようである。そのため、現在では法院が受理するか否かを決定する立案の段階から判決言い渡しの直前までのあらゆる段階で当事者に調解による解決を勧め（宇田川幸則ほか『現代中国法入門〔第6版〕』（有斐閣、2012年）266頁）、また、これまでは大衆的自治組織である居民委員会および村民委員会が行う非司法的紛争解決手段であるとされてきた人民調解もが法院内に人民調解室が設置され、そこで実施され、事実上、人民調解 法院という流れが形成されるに至るほど、調解が重視されるようになった。

(2)判決による紛争解決に対する不満は、2008-2010年度・基盤研究(C)・基礎法学「中国における法制度形成に対する裁判例の機能」（研究代表者：宇田川幸則）の研究過程において、同一の事件で複数の被害者（死者）が存在する場合、被害者間の賠償金額上に格差が生じる問題で、〔同命不同償〕（同じいのちで異なる価値）といわれる現象や、同様の事件でありながら法院（裁判所）によって判決が異なるという〔同案不同判〕という現象が、大きな社会問題となっていることから理解できる。

(3)他方、前述の基盤研究(C)の成果をもとに、中国人の公平・公正意識にフォーカスした研究・2011-2013年度・基盤研究(C)・基礎法学「私人間紛争解決における公平・公正の中国的特質に関する研究」（研究代表者：宇田川幸則）における現地でのフィールド調査の結果、少なくとも紛争当事者が法院・裁判官の下す判断そのものに何らかのバイアスがかかっている＝公正・公平でないという意識を抱いていることが判明した。その理由として、裁判所および裁判官の汚職の問題を指摘する者が少なくなく、腐敗にまみれた法院・裁判官の判断は信用ならぬ、というものであった。とすれば、公平・公正な紛争解決であると当事者に認識させるのは、紛争解決の方法、つまり判決であるか調解であるかではなく、その担い手の問題なのではないかという疑問が生じる。

(4)また、かつての調解重視は中国の訴訟モデルが超職権主義であったこととの関係で論ぜられることが多く（たとえば、前出『現代中国法入門』268頁など）、これもまた当事者の満足のためであると認識されている。他方、近時の調解重視では、同時に旧来の超職権主義的な規定を廃して当事者主義的な規定が導入されており（とくに証拠収集・調査に関して）、同じく調解重視とはいうものの、その内容に大きな変化が生じている可能性も存在する。

2. 研究の目的

中国では公平・公正な紛争解決（それだけではないにせよ、その柱のひとつとして取り込まれてきた）の実現のために司法制度改革が行われてきたが、その答えのひとつが調解重視への回帰であった。制度設計者は何を根拠に調解が公平・公正な紛争解決手段と認識しているのか、調解が紛争当事者にも受け入れられているとすれば、それはいかなる理由によるものなのか、当事者はそれを公正・公平な解決手段として受け入れているのか、公平・公正な担い手として認識されていない法院・裁判官であるにもかかわらず、判決には不満で調解には納得できる理由は何か、といった観点から、公平・公正な紛争解決の中国的特徴について解明することを、本研究の目的とする。

3. 研究の方法

本研究を遂行するにあたって採られた研究手法は、これまで研究代表者が収集してきた資料の読解・整理、新たな資料の収集およびその読解・整理、これまで研究代表者が構築してきた中国における人的関係を活用しての現地におけるヒアリング調査、であった。

4. 研究成果

(1)調解は、一般に人民調解、行政調解および法院調解（訴訟調解ともいう）に区分される。このうち、人民調解とは、人民調解委員会の主宰の下に行われる調解であり、紛争当事者双方の合意の下において、相隣関係や家族関係をめぐる事件のうち難易度が高くない紛争類型（これを民間紛争という）を解決し、当事者双方の争いの素を取り除き、溝を埋め、関係を改善することである（人民調解委員会組織条例2条、人民調解法2条）。根拠地・解放区以来、一貫して裁判外紛争処理制度として運用されてきた人民調解は、中国の社会主義の優越性を示す紛争解決制度として、海外にも積極的に宣伝されてきた。行政調解とは、法にもとづき調解の義務を負う国家行政機関が特定の民事紛争に対して行う調解を指す。計画経済期の名残でもあるが、中国の行政機関は自らの主管業務に関連して、個別の授權規定なしに、法人、市民およびその他の組織の間の紛争を調解する権限を有すると考えられている。その他、行政機関ではないが、

消費者協会や婦女連合会などの非政府団体が公益目的で行う調解も行政調解に準じるものとして行政調解に分類される場合が多い。法院調解は人民法院が主宰する調解で、民事訴訟法にもとづいて行われる。中国では法院調解もADRに含められることが多い。

(2)法令上に規定される私人間紛争の解決方法における調解と訴訟との関係をみた場合、かつては大きく以下の二つの類型に分けることができた。すなわち、調解を訴訟の前提条件として規定し、第一義的には調解により私人間紛争の解決がはかれるもの、訴訟と調解とが並列的に存在し、何れの方法により私人間紛争が解決されるかについては、当事者の選択に任せられるとするもの、である。近時はこれに後述する「大調解」に代表されるように、訴訟と調解とが一体となり、社会のあらゆるリソースを総動員して紛争解決にあたらうとするものがわかった。このうごきは顕著であり、現在の主流となりつつあることが分かった。

(3)大調解とは人民調解、行政調解、業界調解および法院調解を連携させて紛争解決に当たるとを指す。2011年4月14日に中央社会治安综合治理委員会、最高人民法院ほか全16機関が連名で公布した「關於深入推進矛盾糾紛大調解工作的指導意見」では、大調解についての定義規定は存在しないものの、1条で以下のように規定する。「調解優先を堅持し、法にもとづいて調解し、人民調解・行政調解・司法調解の作用を充分に發揮する。人民調解活動を行政調解、司法調解、仲裁、訴訟等の方法より前に行い、早期警戒・疏導（当事者の仲を取り持つこと）に立脚し、矛盾・紛争を早期に発見し、早期に調解する。また、2条では県（市・区）矛盾・紛争調処と同クラスの人民法院、人民検察院、司法行政機関、政府法制機構、信訪部門およびその他の行政機関との連結が謳われており、これらが「大調解」の具体的な内容であるといえる。

(4)大調解との関係で最も注目したのが人民調解との関係である。前述のとおり、2000年代初頭に低迷する人民調解のてこ入れがなされ、訴訟に前置されるかたちで復権した人民調解であるが、2016年に最高人民法院が公布した「關於人民法院進一步深化多元化糾紛解決機制改革的意見」8条では法院と人民調解組織との結合の強化が示される。すなわち、人民調解組織がお手伝いする人民法院が紛争解決にあたる範囲と規模をさらに一步拡大する。紛争が発生しやすく、多発している領域に業界・専門人民調解組織を新たに創設する。調解組織のネットワークの構築、人民調解組織がタイムリーにかつ現場で民間紛争を解決し、基層部の矛盾を取り除き、基層の安定という基本的な作用を維持し擁護する。また14条では、道路交通、労働争議、医療衛生、マンションや集合住宅の管理、消費者権利利益保護、土地請負経営、環境保護等の紛争多発領域においては、法院が行政機関、人民調解組織、業界調解組織等とリソースの調整を行い、ワンストップ型〔一站式〕の紛争解決サービスプラットフォームを提供し、確実に大衆の負担を軽減することも謳われる。

(5)前述のとおり、人民調解によって処理・解決される紛争は、相隣関係や家族関係をめぐる事件のうち難易度が高くない民間紛争のはずである。ところが、近時の改革では、交通事故、消費者の権利利益、医療過誤、労働問題、マンション管理等といった専門性がきわめて高い紛争の解決に特化した人民調解委員会が設立されている。法令上疑問のある対応であるが、(4)で見たとおり、近時の改革ではこの立場を鮮明に打ち出している。今後人民調解の位置づけやあり方が大きく変化する可能性をはらんでいるといえよう。

(6)そこで、本研究では、現在中国各地で開設されている、医療紛争を専門に扱う人民調解委員会（以下、医療人民調解または医療人民調解委員会という）に対象を絞って、現地でのヒアリング調査を実施した（なお、ヒアリング調査は機関名等を公表しないことを条件に実施されたところが多いため、以下では訪問先が特定される可能性がある情報は伏せさせていただく）。結論からすれば地域間の違いは想像以上に大きく、開店休業状態の地域もあれば法院に持ち込まれた医療紛争のすべてが回されてきて、あたかも人民調解前置となっている地域もある。事実上行政機関が設置する地域もあれば医学会が設置する地域もあり、民間組織が設置する地域もある。従来の衛生部門が主宰する医療紛争にかかる行政調解と協力的な地域もあれば、非協力的な地域もあり、行政調解と医療人民調解との綱引きが行われている地域もある。このような地域間の相違は、各訪問先の担当者が口を揃えて言うには、地域毎の経済発展の違いが影響しているということであるが、〔試点工作〕と呼ばれる地域毎での実験的な取り組みによるところが大きいと思料する。

他方、共通する部分もあり、第一に優秀な人材を確保することが困難であること、これに関連して、第二に活動に十分な予算が獲得できないこと（したがって待遇面にしわ寄せがいき、優秀な人材が確保できないことにつながる）第三に委員会内の医療分野の専門家は自らの専門分野に関する能力とそれにもとづく調解の結果に自信があり、これまでの活動に対する自負心がかかなり強いこと、第四に訴訟に移行するケースが比較的に少ないことである。

(7)少なくない地域で、医療紛争が生じた場合、医療機関から医療人民調解委員会に解決が依頼されたり、医療機関から患者サイドに対して医療人民調解委員会に解決を依頼するよう提案されたりしているとのことである。このことから、医療機関の医療人民調解委員会に対する信頼は比較的強いと判断できる。患者サイドに対するヒアリング調査は、諸般の事情で実施することができなかった。医療人民調解の結論を不服として訴訟に移行するケースが少ないということは患者サイドも医療人民調解（委員会）が公平公正なものと認識しているとの説明がなされたが、調解の結果を受け入れたというだけであり、それ以上の判断は難しいと思われる。

他方、長きにわたって医療鑑定に従事し、専門人民調解の制度設計に携わった人物の話によれば、専門性の高い紛争の解決には専門家が関与する方が効率もよく、被害者サイドも納得し

やすいことが強調されていた。このことは、大調解に関する最高人民法院の文書に公平・公正な解決よりはむしろ効率や処理のスピード感（前述(3)参照）が強調されている点と共通する。

また、本来、人民調解は、相隣関係や家族関係をめぐる事件のうち難易度が低い民間紛争を処理・解決するはずであるが、専門性がきわめて高い紛争の解決に特化した紛争解決機関に人民調解委員会と名乗らせる理由については、庶民には紛争解決機関＝人民調解委員会というイメージがあるため、それを利用したと指摘する専門家がいた。根拠地・解放区以来、一貫して裁判外紛争処理制度として運用されてきた人民調解は、中国の社会主義の優越性を示す紛争解決制度として、海外にも積極的に宣伝されてきたが、今日の中国においてもそのレガシーを積極的に利用しようとする姿が伺える。

(8)ある医療人民調解委員会では、調解の過程において言いたいことを全て言った後に調解の場から姿を消す患者サイドも少なくない（10%前後）という。法院調解もまた、口頭弁論最終時に調解を勧める場合の成功率が最も高いと指摘する現職裁判官もいた。このことからすると、調解の結論なり結果ではなく、その過程に中国的なる公平・公正感の特色がある可能性も高い。本研究ではそこまで明らかにすることができなかったが、今後は民事的な紛争解決と制裁との関係を視野に入れた研究を行うなどして、この問題に取り組みたいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計5件)

宇田川幸則、米国カリフォルニア州判決を承認した中国法院の決定、国際商事法務 46-4、481-485 頁、査読無、2018 年

宇田川幸則、張瑞輝、中国における医療損害責任訴訟に関する司法解釈、名古屋大学法政論集 278、263-277 頁、査読無、2018 年、DOI : /10.18999/nujlp.278.8

宇田川幸則、日本：問題の所在（ミニ・シンポジウム「アジア諸国における観光立国をめぐる法的諸問題」）、比較法研究 79 号、査読無、2018 年

奥田安弘、宇田川幸則、中国における外国判決承認裁判の新展開、国際商事法務 45-4、498-504 頁、査読無、2017 年

宇田川幸則、中国における民法総則の編纂、名古屋大学法政論集 272、311-326 頁、査読無、2017 年、DOI : /10.18999/nujlp.272.13

〔学会発表〕(計4件)

宇田川幸則、日本民法（債法）的修改對企業法制的影響〔中国語〕、第五屆企業創新及管理法制系列研討會（招待講演）、台湾台北市、2018 年

宇田川幸則、日本：問題の所在（ミニ・シンポジウム「アジア諸国における観光立国をめぐる法的諸問題」）、比較法学会、東京都、2017 年

宇田川幸則、中国における民法総則の編纂、「体制轉換と法」研究会、北海道大学、2016 年

宇田川幸則、由近時最高裁判所判例探析日本家庭法之法理的变化〔中国語〕、中日民商法研究会、北京理工大学、2016 年

〔図書〕(計3件)

宇田川幸則、紛争解決と法、高見澤磨=鈴木賢=吉川剛編『中国法の到達点』（東京大学出版会）、230-252 頁、2017 年

宇田川幸則、法と政治、湯浅邦弘編著『テーマで読み解く中国の文化』（ミネルヴァ書房）、111-131 頁、2016 年

高見澤磨、鈴木賢、宇田川幸則、現代中国法入門〔第7版〕(有斐閣)、「民法」140~188 頁、「民事訴訟法」268~286 頁、「紛争解決と法」328~354 頁、「附録」371~401 頁、2016 年

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1)研究分担者 なし

(2)研究協力者 なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。